第 272 回開発審査会承認 平成 19 年 11 月 30 日施行

運用基準 8 収用対象事業の施行による建築物の移転【個別付議基準,包括承認基準】

【個別付議基準】

既存建築物が土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第3条各号に掲げる事業又は都市計画事業の施行により移転又は除却しなければならない場合において、これに代わるべきものを建築しようとする場合には、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 既存建築物は現に使用されており、かつ、再建築しなければならない合理的事情の存すること。
- 2 代替建築物が従前と同一の用途、規模及び構造であること。
- 3 代替建築物の位置については、その用途及び地域の土地利用に照らし適切なものであること。
- 4 移転先の敷地は従前の1.5倍以下であること。ただし、従前の建築物が著しく過密、狭小である場合、残地が狭小又は著しく不整形になるなど単独での土地利用が困難と認められる場合、その他の特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 5 既存建築物を除却すること。

【包括承認基準】

個別付議基準に該当するもののうち、次に掲げる全ての要件を具備するものについては、あらかじめ 開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

- 1 敷地面積が従前の1.5倍以下であること。
- 2 移転後の建築物の床面積の合計(用途別の床面積合計)が、従前の1.5倍以下であること。ただし、自己の居住の用に供する建築物の場合であって、従前の建築物が著しく過密、狭小その他の特別の事情がある場合は、従前の2倍以下(150㎡に満たない場合は150㎡以下)であること。